○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

平成15年３月31日規則第25号

改正

平成16年５月28日規則第62号

平成16年10月８日規則第88号

平成18年３月31日規則第98号

平成19年３月30日規則第22号

平成22年３月31日規則第36号

平成24年３月30日規則第26号

平成27年５月29日規則第69号

（趣旨）

第１条　この規則は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（鳥獣の捕獲等の許可等の申請）

第２条　法第９条第２項の申請は、別に定める様式による鳥獣捕獲等許可申請書により行わなければならない。

２　法第９条第８項の申請は、別に定める様式による従事者証交付申請書により行わなければならない。

（対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認の申請）

第２条の２　法第12条第３項の承認を受けようとする者は、別に定める様式による対象狩猟鳥獣捕獲等承認申請書を提出しなければならない。

（国の機関による指定管理鳥獣捕獲等事業の確認の申請）

第２条の３　法第14条の２第５項の確認を受けようとする国の機関は、別に定める様式による国の機関による指定管理鳥獣捕獲等事業確認申請書を提出しなければならない。

（夜間銃猟の確認の申請）

第２条の４　法第14条の２第８項第２号の確認を受けようとする認定鳥獣捕獲等事業者は、別に定める様式による夜間銃猟確認申請書を提出しなければならない。

（指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付の申請）

第２条の５　法第14条の２第９項の規定により読み替えて適用する法第９条第８項の申請は、別に定める様式による指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証交付申請書により行わなければならない。

（狩猟免状等の住所等変更の届出）

第３条　法第18条の７第３項、第46条第１項若しくは第61条第４項又は省令第７条第11項若しくは第12項、第11条の２第９項、第13条の９第５項若しくは第６項、第15条第６項、第19条の９第５項、第20条第５項、第24条第５項、第42条第５項若しくは第46条の２第５項の届出は、別に定める様式による狩猟免状等住所等変更届により行わなければならない。

（狩猟免状等の亡失の届出及び再交付の申請）

第４条　省令第７条第13項若しくは第14項、第11条の２第10項、第13条の９第７項、第15条第７項、第19条の９第６項、第20条第６項、第24条第６項、第42条第６項、第46条の２第６項、第50条若しくは第65条第10項の届出又は法第９条第９項（法第14条の２第９項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第15条第７項、第19条第６項、第24条第６項、第35条第８項、第38条の２第７項、第46条第２項若しくは第61条第５項若しくは省令第11条の２第７項若しくは第19条の９第４項の申請は、別に定める様式による狩猟免状等亡失届・狩猟免状等再交付申請書により行わなければならない。

（指定猟法禁止区域内の指定猟法の許可の申請）

第５条　法第15条第11項において準用する法第９条第２項の申請は、別に定める様式による指定猟法禁止区域内指定猟法許可申請書により行わなければならない。

　（鳥獣捕獲等事業認定申請書）

第５条の２　法第18条の３第１項の申請書は、別に定める様式による鳥獣捕獲等事業認定申請書によらなければならない。

（鳥獣捕獲等事業変更認定申請書）

第５条の３　法第18条の７第２項において準用する法第18条の３第１項の申請書は、別に定める様式による鳥獣捕獲等事業変更認定申請書によらなければならない。

（認定鳥獣捕獲等事業の廃止の届出）

第５条の４　法第18条の７第４項の届出は、別に定める様式による認定鳥獣捕獲等事業廃止届出書により行わなければならない。

（鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新の申請）

第５条の５　法第18条の８第３項の申請は、別に定める様式による鳥獣捕獲等事業認定有効期間更新申請書により行わなければならない。

（鳥獣飼養登録等の申請）

第６条　法第19条第２項の申請は、別に定める様式による鳥獣飼養登録申請書により行わなければならない。

２　法第19条第５項の申請は、別に定める様式による鳥獣飼養登録更新申請書により行わなければならない。

（登録鳥獣の譲受け等の届出）

第７条　法第20条第３項の届出は、別に定める様式による登録鳥獣譲受等届により行わなければならない。

（販売禁止鳥獣等の販売許可の申請）

第８条　法第24条第11項において準用する法第19条第２項の申請は、別に定める様式による販売禁止鳥獣等販売許可申請書により行わなければならない。

（鳥獣の保護に支障がないと認められる行為）

第９条　法第29条第７項の知事が定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。

(１)　知事が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が１ヘクタール以下であるもの

(２)　単木択伐、木竹の本数において20パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐

(３)　次に掲げる工作物の設置

ア　住宅及びこれに附属する工作物

イ　ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑

ウ　炭焼小屋、作業小屋又は幕舎

エ　自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設

オ　面積が30平方メートル以内の休憩所又は停留所

カ　高さが５メートル以内の展望台

キ　延長が500メートル以内の歩道

ク　高さが３メートル以内であり、かつ、長さが５メートル以内の公園遊戯施設

ケ　面積が15平方メートル以内の公衆便所

コ　高さが５メートル以内であり、かつ、面積が15平方メートル以内の仮工作物

サ　災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物

シ　延長が500メートル以内の道路（軌道を含む。）の改修のための工作物

ス　自然木を利用した仮設軽索道

セ　既存工作物に附属する工作物であって、高さが５メートル以内であり、かつ、面積が15平方メートル以内のもの

（特別保護地区内の行為の許可の申請）

第10条　法第29条第８項の申請は、別に定める様式による特別保護地区内行為許可申請書により行わなければならない。

（特定猟具使用制限区域内の承認対象捕獲等の承認の申請）

第11条　法第35条第４項の申請は、別に定める様式による特定猟具使用制限区域内承認対象捕獲等承認申請書により行わなければならない。

（住居集合地域等における麻酔銃猟の許可の申請）

第11条の２　法第38条の２第２項の申請は、別に定める様式による住居集合地域等麻酔銃猟許可申請書により行わなければならない。

（狩猟免許申請書）

第12条　法第41条の申請書は、別に定める様式による狩猟免許申請書によらなければならない。

（狩猟免許更新申請書）

第13条　法第51条第１項の申請書は、別に定める様式による狩猟免許更新申請書によらなければならない。

（狩猟者登録申請書）

第14条　法第56条の申請書は、別に定める様式による狩猟者登録申請書によらなければならない。

（狩猟者登録変更登録申請書）

第15条　法第61条第２項の申請書は、別に定める様式による狩猟者登録変更登録申請書によらなければならない。

（猟具の標識）

第16条　法第62条第３項の表示は、別に定める様式により行わなければならない。

（猟区設定の認可の申請）

第17条　法第68条第１項の認可を受けようとする者は、別に定める様式による猟区設定認可申請書を提出しなければならない。

（公聴会）

第18条　知事は、法第28条第６項（法第29条第４項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

２　前項の公示は、公聴会の日の３週間前までに行うものとする。

３　第１項の通知を受けた公述人は、当該公聴会の日の１週間前までに当該公聴会において聴こうとする案件に対する意見の要旨及び理由を記載した文書（以下「意見書」という。）を知事に提出しなければならない。

４　公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

５　公聴会においては、議長は、まず公述人のうちで聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の要旨及び理由を陳述させなければならない。ただし、その者が出席していないときは、議長は、その提出した意見書の朗読をもってその陳述に代えることができる。

６　公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

７　議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

８　公述人及び発言を許された者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

９　公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

10　議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

11　議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

（書類の経由）

第19条　県内に住所を有する者が、法及び省令の規定により知事に提出する書類は、所管する広域振興局長を経由しなければならない。

附　則

１　この規則は、平成15年４月16日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の規定により知事又は所管地方振興局長に提出されている申請書等は、この規則による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定による申請書等とみなす。

附　則（平成16年５月28日規則第62号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により知事又は所管地方振興局長に提出されている申請書等は、この規則による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定による申請書等とみなす。

附　則（平成16年10月８日規則第88号）

この規則は、平成16年10月15日から施行する。

附　則（平成18年３月31日規則第98号）

１　この規則は、平成18年４月１日から施行する。

２　この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。

３　改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成19年３月30日規則第22号）

１　この規則は、平成19年４月１日から施行する。ただし、表２の項の改正部分は、同月16日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により知事又は所管する広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の長に提出されている申請書等は、この規則による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定による申請書等とみなす。

附　則（平成22年３月31日規則第36号）

１　この規則は、平成22年４月１日から施行する。

２　この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。

３　改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成24年３月30日規則第26号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

　　附　則（平成27年５月29日規則第69号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。